

# 埼玉県の温暖化対策 現状と取組



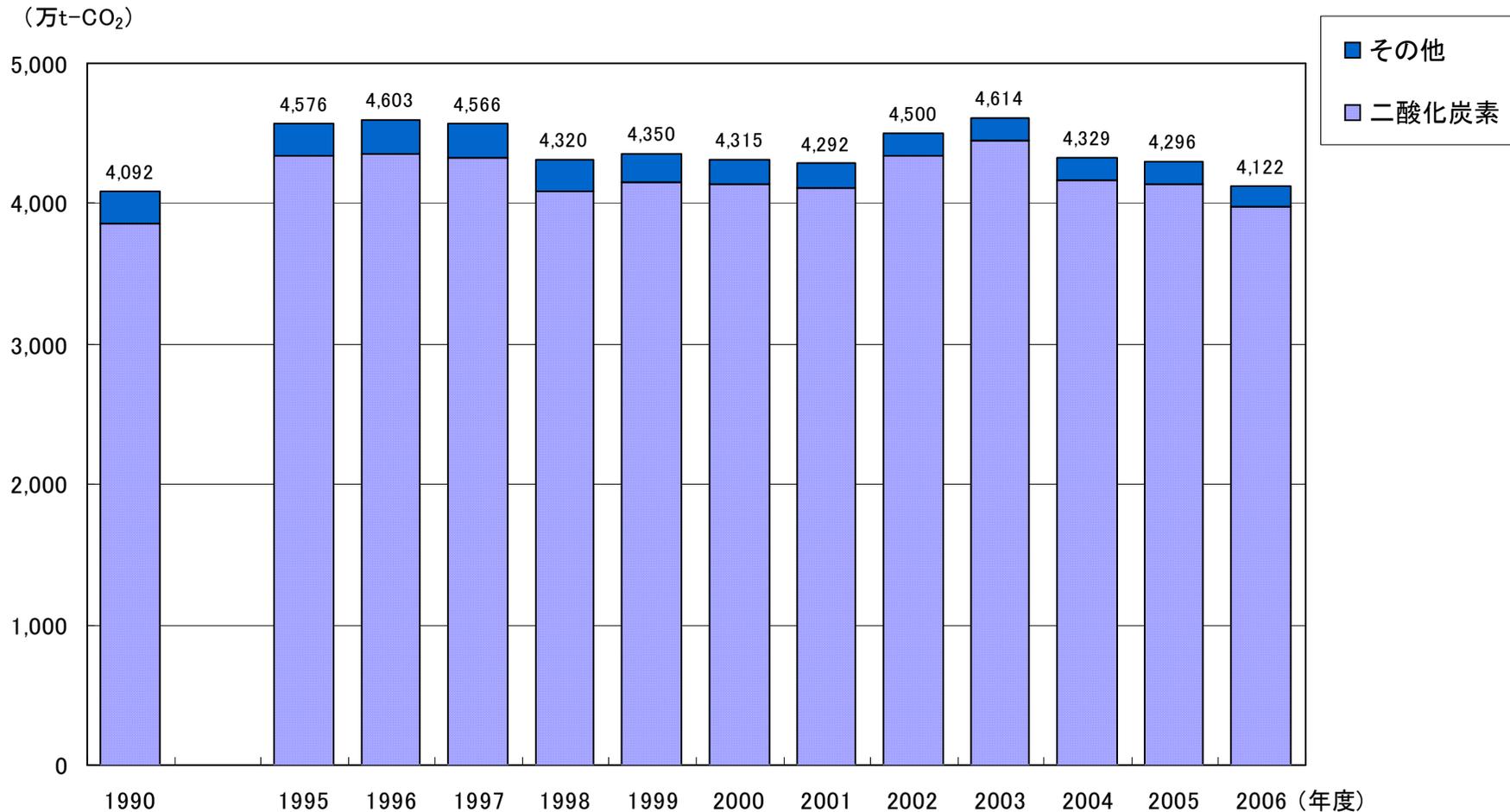
埼玉県のマスコット

**コバトン**

平成21年12月

**埼玉県 環境部 温暖化対策課**

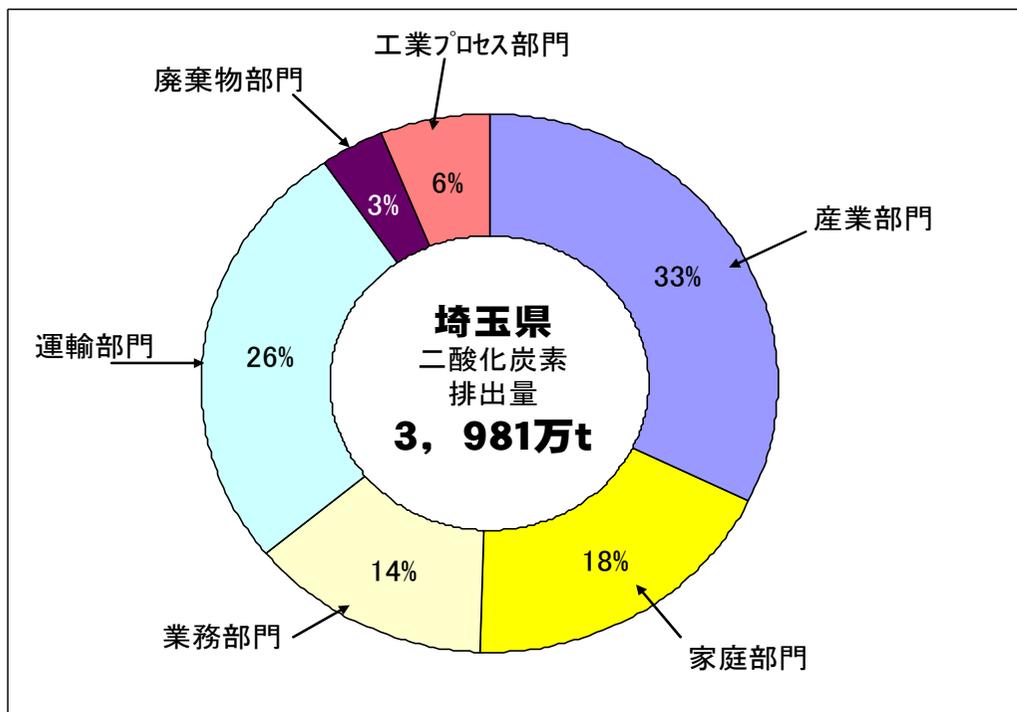
# 埼玉県の温室効果ガス排出量



○温室効果ガス排出量: 4,122万トン 前年比▲4.1%  
(算定を行っている平成7(1995)年度以降で最も低い値 ▲9.9%)

○平成2(1990)年)比0.7%増加、平成22(2010)年までに6.7%の削減が必要

# 埼玉県 二酸化炭素排出の特徴



部門	1990年比増減
産業	-12%
家庭	29%
業務	24%
運輸	17%
廃棄物	6.5%
工業プロセス	-37%

- 大規模火力発電所（エネルギー転換部門）が無く、他県からの電力供給が主
- 産業、家庭、業務、運輸、工業プロセスの各分野から排出
- 家庭部門、業務、運輸部門の排出が増加し、産業部門からの排出が減少

# 新たな計画の策定

## ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050 (平成21年2月策定)



### 計画期間

2009年度～2020年度(12年間)

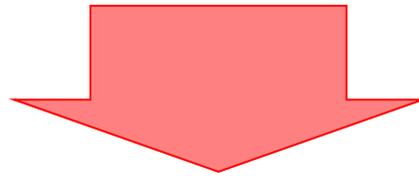
※ 2014年度に見直し

### 計画の位置づけ

- ・地球温暖化対策推進法に基づく「実行計画」
- ・環境基本計画の「分野別中期基本計画」

# 目指す将来像

- およそ2050年の将来像
- 都市の魅力と田園の魅力を併せ持つ田園都市
- 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つが一体化
- 豊かな自然環境と飛躍的な技術革新の融合



再生したみどりと川に彩られた  
低炭素な田園都市の集合体

低炭素社会

循環型社会

自然共生社会

# 埼玉県における温室効果ガスの削減目標

## ～中期目標の設定～

基準年 : 2005年

目標年 : 2020年

対象 : 温室効果ガス

目標 : **25%削減**

# 埼玉県地球温暖化対策の主な施策

ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050

## I 省エネルギー対策

- 産業部門 ・環境負荷低減計画(エコアップ宣言)制度の普及拡大  
・目標設定型排出量取引制度の創設(H23年度～)
- 家庭部門 ・エコライフDAY(一日環境家計簿)の拡大  
・家庭用太陽光発電補助制度
- 運輸部門 ・次世代自動車等・低燃費車の導入義務付け(H22年度～)  
・エコドライブの普及
- 業務部門 ・建築物環境配慮計画書提出の義務付け(H21年度～)

## II 再生可能エネルギーの活用

太陽光発電の県有施設への率先導入 など

## III CO2吸収源・ヒートアイランド対策

### 森林の保全の活用

- ・彩の国みどりの基金を活用した森林整備
- 身近な緑の保全・創出・活用

## IV 環境学習の推進

### 環境学習の充実

地域や企業による学習支援

# 埼玉県地球温暖化対策推進条例

地域総ぐるみで対策を推進するため、地球温暖化対策に関する新たな条例を制定。

(平成21年3月31日 埼玉県条例第9号)

## 条例のポイント

### ○事業活動

地球温暖化対策計画(エコアップ宣言)の対象事業者の拡大 など

### ○建築物の新築等

新築、増改築時の建築物環境配慮計画の提出 など

### ○自動車交通

自動車地球温暖化対策計画や自動車地球温暖化対策実施方針の提出 など

### ○環境物品等の購入

特定電器機器販売者による省エネ性能の説明と表示の実施 など

# 地球温暖化対策推進条例のしくみ

<目的>

低炭素社会を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

<各主体の責務>

県

- ・温暖化対策の総合的・計画的推進
- ・温暖化対策の率先実行

事業者

- ・自主的・積極的な温暖化対策の実施

県民

- ・日常生活での自主的・積極的な温暖化対策への取組

環境保全活動団体

- ・温暖化防止への理解促進

協力

協働

<各種対策>

県の地球温暖化対策

○事業活動や日常生活における温室効果ガス排出抑制対策

○事業者、県民、環境保全活動団体等への指導・助言など

事業活動における地球温暖化対策

◇地球温暖化対策計画の作成・提出など

建築物の新築等に係る環境配慮

◇建築物環境配慮計画の作成・提出など

自動車使用に伴う温室効果ガスの排出抑制

◇自動車地球温暖化対策計画の作成・提出など

環境物品等の購入等の促進

◇電気機器等の省エネルギー性能の表示・説明 など

報告徴収・立入検査・  
勧告・公表

- ・再生可能エネルギーの利用
- ・廃棄物の発生の抑制等

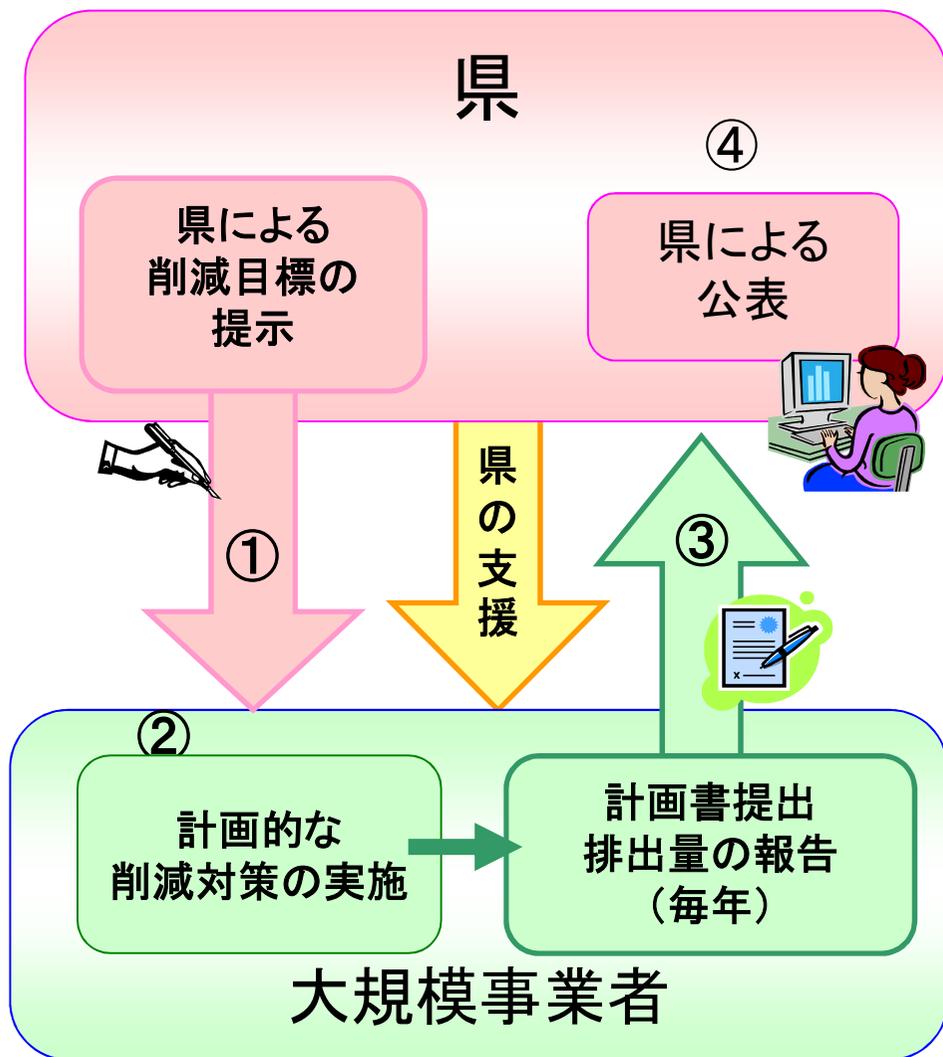
- ・森林及び身近な緑の保全等
- ・地球温暖化の防止に関する学習の振興等

<推進体制>

国、他の地方公共団体との連携協力、市町村への支援 など

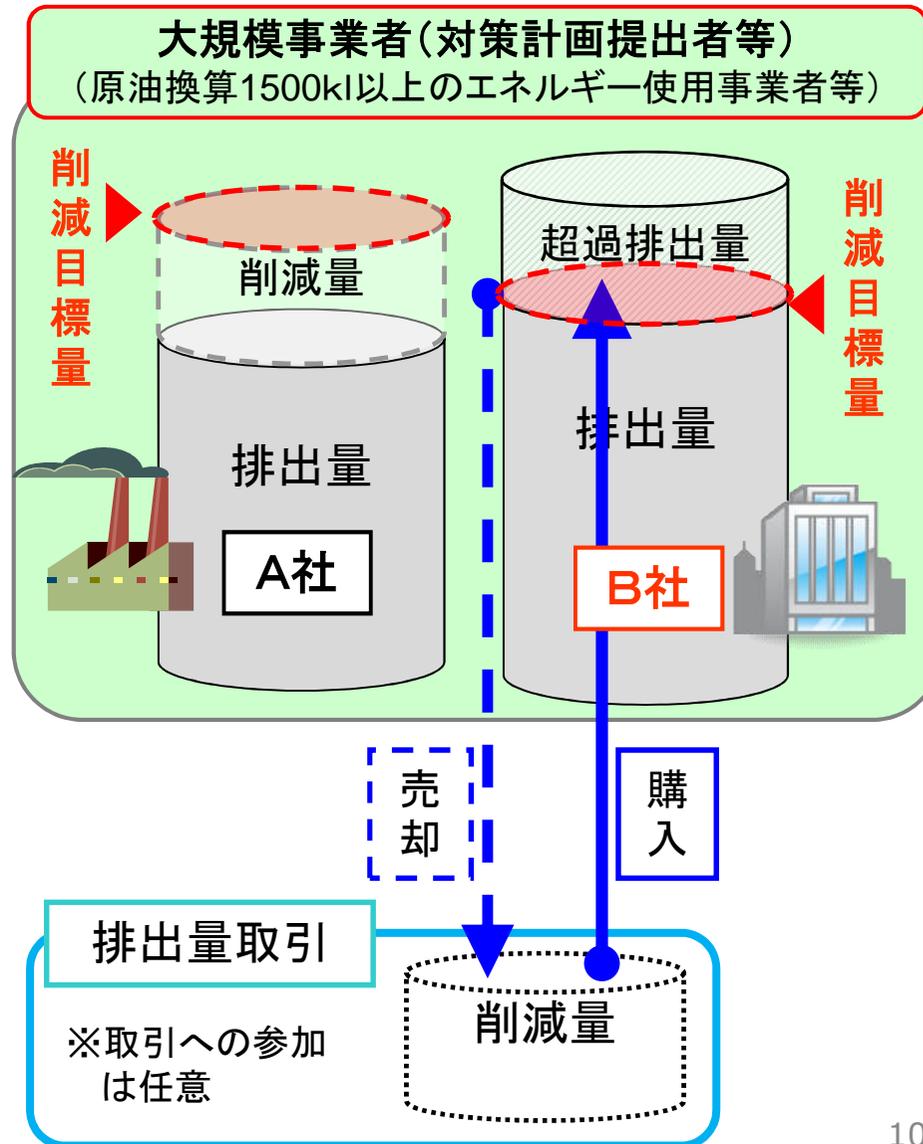
# 目標設定による総量削減・排出量取引制度

## 目標設定・計画書制度イメージ



※ 県からの支援を受けた場合  
→削減は目標ではなく、義務とする。

## 排出量取引イメージ



**市町村に求められていること  
とは？**

# 地球温暖化対策の推進に関する法律

## 京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策推進の基本的方向性・各主体の講ずべき対策等について定める京都議定書目標達成計画を策定

## 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

一定規模以上の事業者・フランチャイズチェーンについて、温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務づけ、国がデータを集計・公表

## 国・都道府県・市町村の実行計画の策定

- ◆ 都道府県・一定の市による地域の計画策定
- ◆ 国・自治体が率先して削減努力を行う計画策定

## 地球温暖化対策推進本部の設置

## 京都メカニズムの取引制度（登録簿）

## （全国・都道府県・市）

## 地球温暖化防止活動推進センターの設置

## 地球温暖化防止活動推進員制度

# 地方公共団体の責務

□その区域の温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進

□自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全・強化のための措置を講ずる。

□事業者や住民が行う活動の促進を図るため、情報の提供その他の措置を講ずるよう努める。

(地方公共団体の責務)

法第四条

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

# 地方公共団体実行計画（事務・事業）の策定

□自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減・吸収作用の保全・強化の措置のための計画「地方公共団体実行計画」を策定

→**すべての自治体に義務付け**

□実行計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表

□毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表

## 自治体の事務事業の温暖化対策の計画

- ・排出量の把握
- ・削減目標
- ・対策内容（省エネ設備導入・節電・廃棄物削減等）

（地方公共団体実行計画等）

法第二十条の三

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

# 地方公共団体実行計画（地域）の策定

□都道府県・政令指定都市・中核市・特例市は、その区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める。

自治体の事務事業  
の温暖化対策の計画

+



→**県・政令市・中核市・特例市に義務付け**

法第20条の3

3 都道府県並びに政令指定都市、中核市及び特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

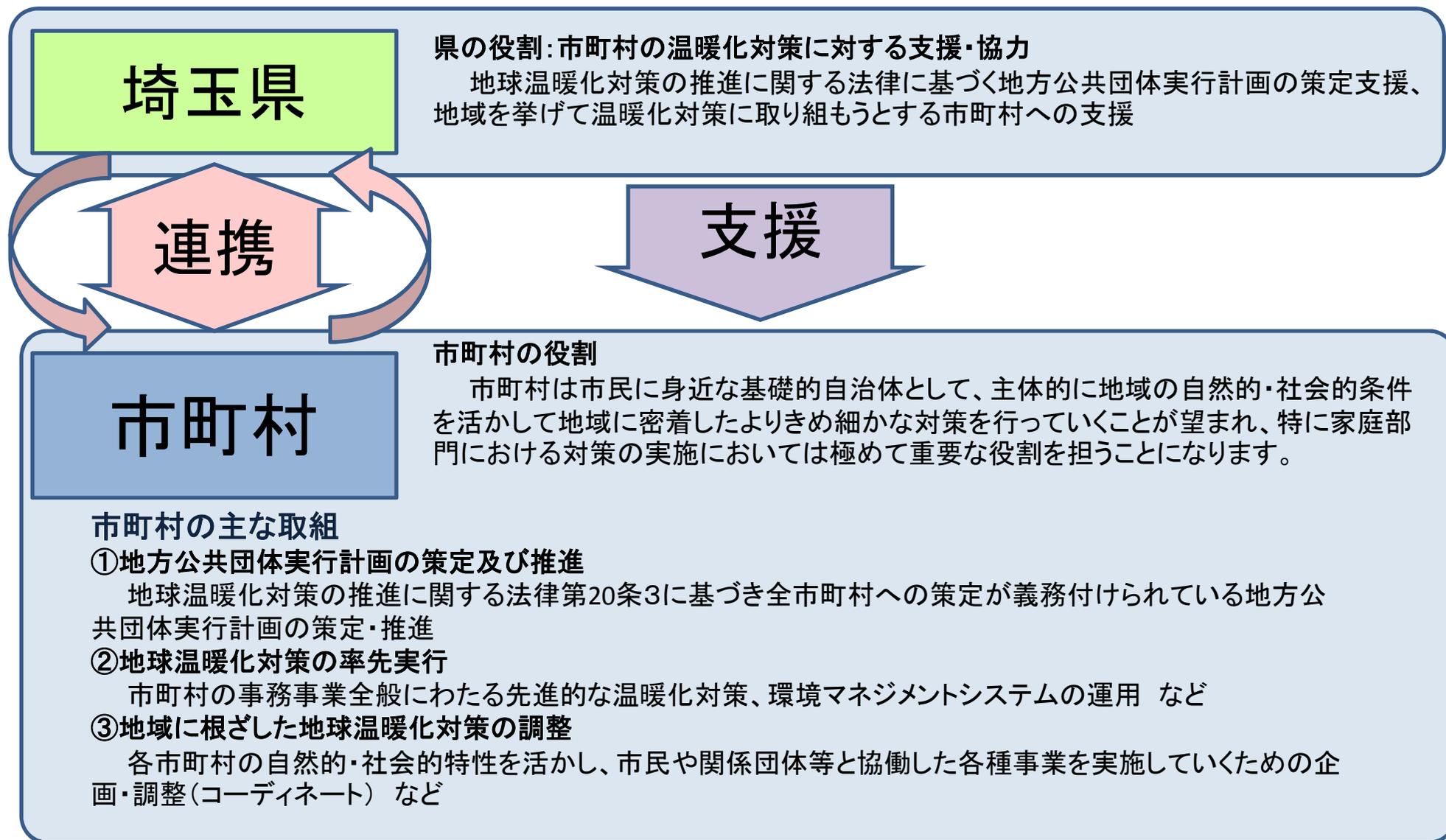
一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

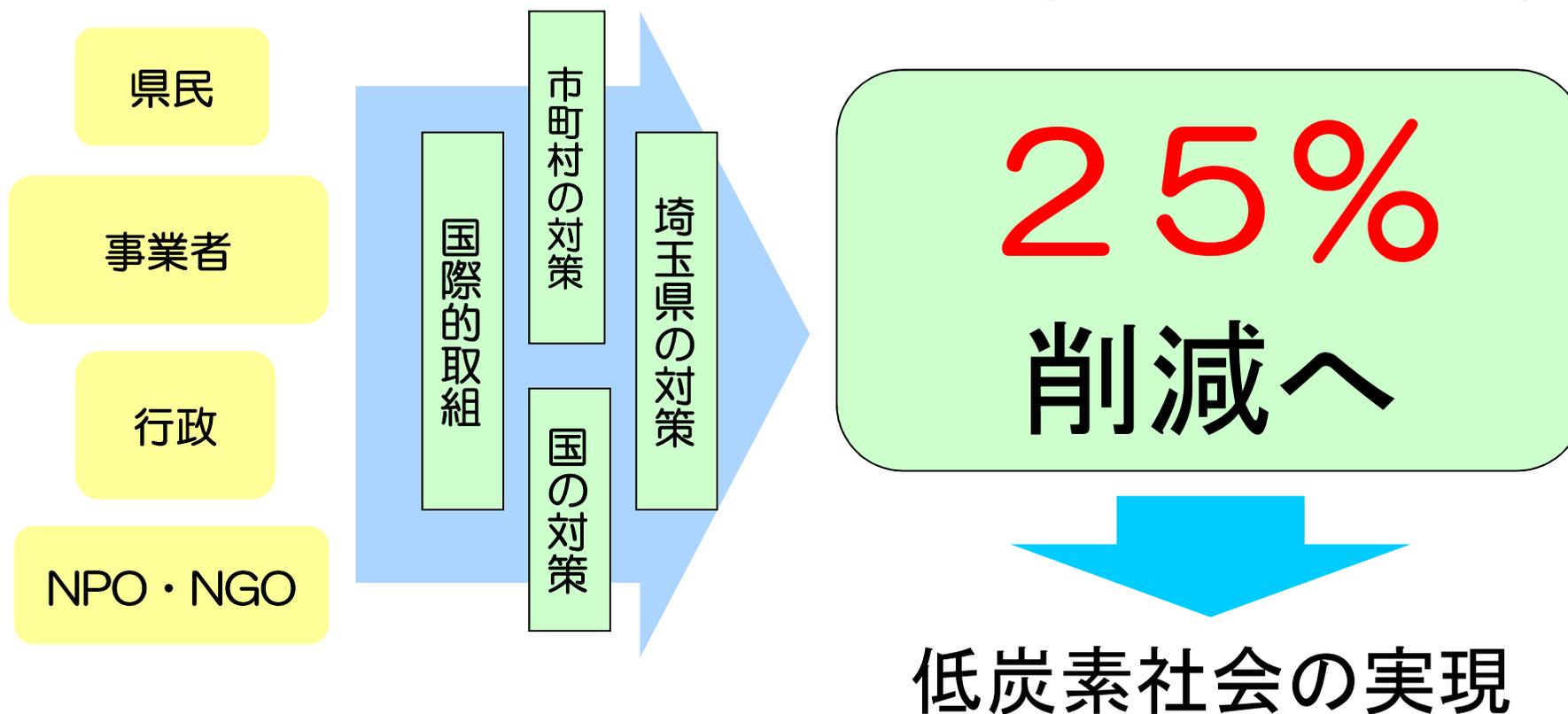
四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

# 「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」における市町村の位置づけ、役割



# 県民総ぐるみで目標の達成を！

2020年までに2005年比



## (お問合せ)

埼玉県 環境部 温暖化対策課  
企画調整担当

TEL 048-830-3037 (直通)

FAX 048-830-4777

Mail [a3030-11@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3030-11@pref.saitama.lg.jp)

